長田博\*

# Short-Run Economic Impacts of China's Accession to WTO and the Trade-Related Issues

OSADA Hiroshi\*

#### Abstract

Hopes and anxieties were mixed among people when China's accession to WTO was finally agreed on 12 December 2001. This paper first summarizes the major contents of the agreement and highlights its features. Then, as main analyses of the paper, a quantitative assessment on its short-run macroeconomic impacts and a brief analytical discussion on the three trade-related issues, namely, the competition and cooperation with the ASEAN countries, effective rate of protection, and exchange rate adjustment, will be given.

The study has shown that the transition was basically smooth and the impact on the economy was favorable in general. In particular, the impacts on exports, imports, and FDI were sizable. With the ASEAN countries, the sign of deepening economic interdependence was found together with the competition in the third market. Effective rates of protection remain to be high in a few light manufacturing industries. The exchange rate management has been practical and there is no immediate need for adjustment.

# . はじめに

2001年11月12日、やっと中華人民共和国の世界貿易機関(WTO)加盟が承認された。このことは、巨大な潜在的市場である中国経済が世界に対して開放されたということと同時に、「世界の工場」」として工業品輸出を伸ばす中国に対しても世界共通のWTO規則が適用されることになったことを意味しており、WTO加盟が持つ政治的・経済的意味は、中国のみならず世界各国にとっても大きい。

WTO加盟は中国経済の長期的構造改革に とって不可欠であるというのが中国政府の 立場であるが、加盟前には自由化に伴う各種の懸念が国内で表明された。また、WTO加盟により取引関係における中国の不確実性が低下し、東アジア地域の貿易および直接投資において一層の中国シフトが起きるのではないかという懸念がASEAN諸国には見られた。

本稿では、分析に先立って、中国のWTO 加盟時の約束の概要とその特徴を整理する。分析目的は大きく2つに分かれる。第1は、その短期的影響をマクロ経済、貿易、外国直接投資(FDI)など面から、加盟後1年間の最新の統計データに基づき、客観的に評価することである。第2は、今後の貿易動

<sup>\*</sup> 名古屋大学大学院国際開発研究科教授

向に大きな影響を与えそうな経済的要因について若干の検討を加えることである。このため、加盟後の貿易をめぐって議論されている諸問題のなかでも、東アジア諸国との競合と協調、有効保護率の計測に基づく産業保護の実態、実質実効レートの推計による適正な為替レートの3つのテーマについて検討を加える。

#### . WTO加盟の約束の概要

#### 1.約束の内容とその特徴

世界経済に占める中国の影響が大きくなっており、かつ潜在市場としての中国への期待が大きいため、加盟交渉は長引いた。また、加盟条件についても中国のみに適用されたある意味で差別的なものが含まれている。以下、WTOホームページおよび美野・西(2002)など<sup>2)</sup>を参考に、貿易自由化と市場開放を中心に事項別に加盟時の約束を概観し、その意味を明らかにする。

# (1)国際的貿易ルールの法的遵守義務と権 利

第1に、中国がWTO加盟によって権利を 享受し、また他の加盟国に対して義務を負 うという双務的な条項として次のものが挙 げられる。

- ・WTO整合的な国内法の整備義務
- ・最恵国待遇 (MNF)
- ・外国企業に対する内国民待遇
- ・WTOルールによる公正かつ透明な貿易紛争処理手続き(パネル)
- ・WTO整合的な産業の救済・保護手段(ア ンチ・ダンピング、セーフ・ガード)

特に、MFNの自動的適用は米国との政治・経済交渉においてMFNを切り札にされてきた中国にとっては大きなメリットであ

る。また、紛争処理手続きが利用可能になったことは、中国にとってもその貿易相手国にとっても、不確実性の回避と言う点で大きな利点となった。

第2に、中国だけに特に厳しく課された 片務的条件としては次の2点が挙げられる。 これらは、異例の措置であり、中国の国際 貿易に占める規模が大きいことと同時に中 国政府がWTO整合的な政策を本当に実施で きるかどうかについて他の加盟国が懸念を 持っていることの現われである

- ・加盟後8年間は毎年実施状況のレビューが 行われ、10年後に最終審査が実施される ことになっている<sup>3</sup>。
- ・対中国経過的セーフガードは12年間発動可能4%。

## (2)財貿易の自由化(GATT関連)

貿易自由化は、輸入制限の関税化と輸入 関税率の引き下げをその内容とする。従来、 中国は、輸入許可証、輸入割当、入札要求、 指定貿易制度などで広範な輸入管理を実施 してきたが、輸入許可証、輸入割当制度は 2005年までに全廃され、関税化される。ち なみに、加盟時(実際には2002年1月1日 から実施)には輸入管理対象品目が、383品 目から170品目に削減された。また全譲許品 目の平均関税率も、1998年の17.5%から、加 盟時には13.6%、2010年には9.8%となる。 Zhang・Zhang・Wan (1998)によれば、 1992年の平均関税率は42.6%であり、WTO 加盟に向けて関税率の引き下げが進んでい たことがわかる。多くは2003年までに、一 部は2006年までに、引き下げが完了する。

なお、情報技術協定(ITA)にも加盟した50ので、IT関連品目の関税は2005年までに0%になることは重要である。このほか、

国家貿易品目の主要農産品と化学肥料には関税割当制度を適用することになった。

このような貿易自由化が中国経済に対してもつ意味は、次の諸点に要約される。

- ・市場メカニズムによる産業構造調整を通じ た国内資源配分の効率化。
- ・円滑に産業構造調整を進めるための過渡的 政策措置の必要性。
- 関税収入の減少。
- ・輸入原材料・中間財を使用する輸出産業の 競争力強化(不利な価格バイアスの除去)。
- ・工業化戦略の重点が、輸入代替的なものから一層輸出指向的なものへと移行。また、 その政策手段が、直接的なものから間接 的なものへ移行(産業政策適用範囲の限 定化)

# (3)サービス貿易の自由化(GATS関連)

この分野の交渉は、米国を中心に先進工業国が熱心であった部分であり、潜在市場としての中国の重要性を反映している。以下に主たる内容を示すが、サービス貿易の自由化とは、実質的には海外からのFDIに対するサービス市場の門戸開放である。特に外国企業への貿易権の付与は、外資系企業の輸出シェアが約5割に達する現在、輸出を更に加速するものと考えられる。

- ・3年以内に外国企業に貿易権を付与。
- ・3年以内に流通産業(卸売、輸送、補修・ 修理)を開放し、地域制限、数量制限、 出資制限を撤廃。
- ・電気通信市場は、直ちに北京・上海・広州 で開放、地域制限を5~6年で撤廃。外 資に49%の出資を認める。
- ・5年以内に外国銀行に完全な市場アクセス

を認める(人民元の取り扱い等)。

- ・損害保険業務も5年間で段階的に開放。
- ・外国証券会社にも中国証券会社と同等の活動認可。
- ・その他、法律・会計・税務業務、コンサル ティング、旅行・観光業なども、開放。
- (4)貿易関連投資措置(TRIM)および貿 易関連知的所有権制度(TRIPs)

具体的には以下のような内容となっている。これらは、これまでも繰り返し問題視されてきたものであり、外資系企業あるいは外国の企業に対して持つ意味は非常に大きい。

- ・TRIM協定の遵守:ローカル・コンテント 要求、輸出入均等化要求、輸出要求を撤 廃。
- ・TRIPS協定の遵守:知的所有権保護の法整備と救済のための制度整備。

# 2. 関税引き下げスケジュール

すでに触れたように、大半の輸入制限の 関税化と関税率の引き下げが貿易自由化の 内容である。加盟時の関税化と輸入関税率 の引き下げは、加盟時点ではなく2002年1 月1日に実施された。その後、2010年まで に最終約束関税率まで引き下げられるが、 多くは2005年までに完了する(乗用車は 2006年)。これまでの研究では、特定品目に 関する要約表はあるが、WTO下の関税構造 の全体像を要約したものはない。そこで、 参考資料を提供する意味で、WTO文書の個 別品目関税引き下げスケジュール(HS8桁分 類:7151品目)から、HS分類の21部および 97類で品目数平均による加盟時関税率と最 終約束関税率を計算したのが、表1である。 本来は、輸入額による加重平均を使用した

ほうが経済的影響の大きさを反映するが、 計算が煩雑になるためここでは一次接近と して、品目数による単純平均を使用した。

表から、加盟時および最終約束関税率設定に関して、以下のような特徴がわかる。

- ・基本的には原料・中間財の関税率が低く、最終財の関税率が高いという逓増的関税構造となっている。例えば、第5部~第7部、第9部~第10部、第15部に含まれる原料・中間財の関税率は一部を除いて最終約束関税率は10%以下である。また、資本財としての一般機械(84類)の関税率も低い。このことは、重化学関係の多くの国有企業が、厳しい競争にさらされることを示唆している。
- ・原料・中間財としての農産品あるいはこれらの最終財としての加工食品(第1部~第4部)の関税率が高い。また、食糧は関税割当品目となっており、特に、穀物(10類)、砂糖(17類)、肉類(03類)の最終約束関税率が20%前後と高いのは、かねて言われているように農業の国際競争力がなく保護措置が残存していることを反映している。また、加盟時関税率から最終約束関税率への関税削減幅が大きい品目は、飲料・アルコール(22類)、タバコ(24類)であり、企業構成に対して大きな変化をもたらすと思われる。
- ・また、工業品の中で、肥料(31類)は最終約束関税率が8.9%であるが関税割当で、原油および石油製品(27類)は5.9%であるが数量割当で保護されていることに留意しなくてはならない。
- ・労働集約的な工業品については、総じて 最終約束関税率が10~20%と比較的高い。 輸出競争力を持つと思われる衣類(62類)

- ニットの衣類(61類) 履物(64類) 帽子(65類)などに関しても20%前後の関税率が維持されている。おそらく、輸出向け企業と国内向け企業との生産性格差が大きいのがその理由ではないかと想像できる。
- ・電気機器(85類)は最終約束関税率が 8.1%と低くなっているが、自動車全体 (87類)の関税率は加盟時の26.6%から 15%へと低下するものの、依然として水 準が高い。

この他、輸出が始まっている電気電子機 器、自動車等について更に詳しく、HS4桁 分類あるいは単品の関税率を示したものが、 表2である。PC、ファクシミリなどは最終 約束関税率が0%となっているが、その他 の家電商品についてはテレビが30%である ように意外に高い関税率となっている。こ の点は、国内向けメーカーの品質と外資系 の輸出品の品質格差が未だ大きいことを反 映したものではないかと思われる。国内メ ーカーと海外メーカーが競合と同時に協調 する乗用車生産も、最終約束関税率が25%と 高いが、自動二輪車は更に高い関税で保護 されている。中国の潜在市場の規模と高い 関税率は、これら産業への外国直接投資の 急増をもたらしている。

- . WTO加盟が中国経済に与えた短期 的影響
- 1.WTO加盟前になされた経済的影響の予 測

2002年の実績を評価する際のひとつの比較のよりどころとして、加盟前になされた計量的あるいは定性的な影響の予測を簡単に見ておきたい。

表 1 平均関税率 (WTO加盟時関税率と最終約束関税率)(1)

ロロノン米百	口口粉	加田吐明环女	8445年明刊安	004
			最終約束関税率	品目名
第1部	307	17.0		動物および動物性生産品
01	37	5.9		動物(生きているもの)
02	66	21.7		肉および食用のくず肉
03	127	16.4		魚等
04	37	26.1		酪農品、鳥卵、蜂蜜等
05	40	12.9	12.3	その他動物性生産品
第2部	423	16.6	13.7	植物性生産品
06	19	9.5	7.9	生きている樹木、植物、切り花など
07	90	10.9	10.6	食用の野菜、根および塊茎
08	78	25.2	18.5	食用の果物、ナット、柑橘類・メロンの皮
09	41	17.7	13.9	コーヒー、茶、マテおよび香辛料
10	23	28.7		穀物
11	34	31.8		製粉、加工穀物、麦芽、でんぷん、イヌリン、小麦グルテン
12	103	10.3		採油用の種・果実、工業用・医薬用食物、飼料用植物
13	22	10.8		ラック並びにガム、樹脂その他植物性液汁・エキス
14	13	11.5		植物性の組物材料およびその他の植物性生産品
第3部	49	23.7		動物性植物性の油脂・ろう等
(카 5 마 15	49	23.7		動物性植物性の油脂・ろう等
第4部	248	25.5		割製食料品、飲料、アルコール、食酢、タバコ等
				調製良料の、飲料、アルコール、良酢、ダハコ等 肉・魚等の調製品
16	36	19.6		
17	18	39.0		糖類および砂糖菓子
18	11	12.7	-	ココアおよびその調製品
19	20	22.9		穀物、穀粉、でん粉またはミルクの調製品・ベーカリー製品
20	75	25.1		野菜・果物・ナットの調製品
21	21	32.5		各種の調製食料品
22	25	43.4		飲料・アルコール・食酢
23	31	6.1	5.4	食品工業において生ずる残留物・くず・調製飼料
24	11	43.8		タバコおよび代用品
第5部	187	4.3	4.2	鉱物性生産品
25	89	4.1	4.1	塩、硫黄、土石類、石膏、石灰、セメント
26	37	1.9	1.9	鉱石、スラグおよび灰
27	61	6.0	5.9	鉱物性燃料および鉱物油並びにこれらの蒸留物等
第6部	939	9.6	7.6	化学工業の生産品
28	41	15.1	10.7	無機化学品および貴金属、希土類金属、放射性元素・同位元素の化合物
29	470	6.5	5.6	有機化学品
30	70	7.4	4.9	医療用品
31	28	8.9		肥料
32	58	8.4		なめしエキス、染色エキス、塗料・顔料・着色料、ペイント・ワニス・パテ
33	45	22.2		精油、レジノイド、調製香料、化粧品
34	27	14.2		石鹸、洗剤、ろう、ろうそく、磨き材等
35	21	11.3	0.0	たんぱく系物質、変性でんぷん、膠着材、酵素
36	11	8.7		火薬類、火工品、マッチ、発火性合金等
37	87	19.7		万葉類、八工師、マグノ、光八任日並守   写真用、映画用材料
38	81			ラ真用、吹画用が付 各種の化学工業生産品
第7部	244	7.9 12.5		古程のル子工業主性的   プラスチック、ゴムおよびこれらの生産品
				プラスチック、コムのよびこれらの生産品プラスチックおよびその製品
39	146	12.9		
40	98	11.9		ゴムおよびその製品
第8部	88	15.4		皮革、毛皮およびこれらの製品
41	40	9.8		原皮(毛皮をのぞく)および皮
42	25	20.2		革製品
43	23	19.9	18.3	毛皮および人造毛皮製品
第9部	113	7.9		木材および木材製品、木炭、コルクおよびその製品等
44	89	7.6		木材およびその調製品、木炭
45	7	7.1		コルクおよびその調製品
46	17	10.0	10.0	わら、エスパルトその他組物材料の製品、がご細工物
第10部	161	10.8		木材パルプ、その他のパルプおよび古紙、それらの製品
47	20	0.2	0.2	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプおよび古紙
48	117	13.9	6.8	紙および板紙、紙・板紙製品
49	24	4.4		書籍、新聞、絵画、印刷物、設計図

表 1 平均関税率 (WTO加盟時関税率と最終約束関税率)(2)

旧分類   品目数   加盟や割かる   一般					
50 25 13.8 13.8 1 3.7 13.8 1 5.1 14.5 14.5 15.1 14.5 14.5 15.5 14.5 14		品目数	加盟時関税率		
51 45 19.5 14.0 半毛末よび動物の毛とその織物   52 216 9.1 70   53 45 9.1 70   54 105 18.6 7.1 人造雑誌の見雑館もよびその織物   55 122 21.6 30 人造雑誌の見雑館もよびその織物   55 122 21.6 30 人造雑誌の見雑館もよびその織物   56 43 19.0 8.6 7.7 スェルト、不動布もよびその製品   57 27 24.2 13.3 じゅうたんその他動機能のよびその動物   58 67 21.8 10.4 特殊機物 タフテッド繊物   59 41 15.7 3.9 染みでませ、空布し、放電しまたは精層した紡績用繊維の総物   60 21 21.1 10.6 メリヤス編み物およびクロ塩輪物   61 120 24.0 16.4 メリヤス編み物およびクロ塩輪物   62 162 24.1 15.5 50 か他の水理等   63 100 22.8 14.5   63 100 22.8 14.5   64 29 26.6 19.8   65 13 21.2 17.2   66 13 21.2 17.2   67 7 13.6 12.9   68 62 14.1 13.1   68 62 14.1 13.1   69 31 19.8 13.9   60 21.5 15.6 13.4   61 24.0 21.1 1 68 62 14.1 13.1   69 31 19.8 13.9   60 21.5 15.6 13.4   67 7 13.6 12.9   57 11 24.0 21.1 18.8   68 62 14.1 13.1   69 31 19.8 13.9   60 21.5 13.3 1 60 31 19.8 13.9   60 67 7 13.6 12.9   57 11 24.0 21.1 1 68 62 14.1 13.1   69 31 19.8 13.9   60 21.5 13.3 1 69 31 19.8 13.9   60 21.5 13.3 1 69 31 19.8 13.9   60 21.5 13.3 1 69 31 19.8 13.9   60 21.5 13.3 1 60 31 19.8 13.9   60 21.5 1 60 31 19.8 13.9   60 21.5 1 60 31 19.8 13.9   60 60 7 11.8 9.9   60 5 14.1 13.1 1 60 31 19.8 13.9   60 60 10.8 15.2 1 60 11.8 9.9   60 5 14.1 13.1 1 60 31 19.8 13.9   60 60 10.8 15.2 1 60 10.8 2 15.2 1 60 10.8 1	第11部	1054	20.0	11.6	紡績用繊維およびそれらの製品
131	50	25	13.8	8.7	絹および絹織物
131	51	45	19.5	14.0	羊毛および動物の毛とその織物
53 45 9.1 7.0 その他植物性繊維ましびその織物   55 122 21.6 9.0 人造繊維の高繊維およびその織物   56 43 19.0 8.6 7 9.7 27 24.2 13.3 じゅうたんその他筋縛用繊維の原用機能の原用敷物   57 27 24.2 13.3 じゅうたんその他筋縛用繊維の原用敷物   58 67 21.8 10.4 特殊織物、タフテッド織物、レース、刺繍布など   59 41 15.7 9.9 染みでませ、塗布し、破覆しまたは積値した紡縛用繊維の織物   60 21 21.1 10.6 メリヤス線み物およびクロセ線物   61 120 24.0 16.4 メリヤス線み物およびクロセ線の衣類等   63 100 22.8 14.5 紡績用機能のその他製品、中古衣類、ぼろ   第12節 60 21.5 16.7 複を物、ゲートル等   64 29 22.6 19.8	52	131	13.7		
54         105         186         7.1         人道機嫌の長機維およびその織物           55         122         216         90         人遊機嫌の団機維はよびその織物           56         43         19.0         86         フッディング、フェルト、不橋布およびその製品           57         27         24.2         13.3         じゅうたんその他紡績用機維の床用敷物、レース、刺繍布など           59         41         15.7         99         染みでまませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡績用機維の織物           60         21         21.1         106         メリヤス編みおよびり口セ編みの衣麺等           62         162         24.1         15.8         その他の交類等           63         100         22.8         14.5         紡婦用機嫌のその他製品、中古衣類、ぼろ           61         21         13         21.2         17.2         個子赤よびその部品           63         100         22.8         14.5         お婚用機嫌のその他製品、中古衣類、ぼろ         13         13         14					
55   122   216   90   人道報維の類雑館よびその織物   727   242   133   15 p					
56         43         190         86         ワッディング、フェルト、不嫡布およびその製品           57         27         242         133         ピッラにんその他紡績用機雄の床用敷物           58         67         21.8         104         特殊維物、タフテッド織物、レース、刺繍布など           59         41         167         29         楽みでまませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡績用機雄の織物           60         21         21.1         106         メリヤス編みおよびクロセ編みの衣類等           62         162         24.1         15.8         その他の衣類等           63         100         22.8         14.5         紡績用機能のその他製品、中古衣類、ぼろ           64         29         22.6         18.8         Reき物、ゲートル等           65         13         21.2         172         帽子みよびその他製品、中古衣類、ぼろ           66         7         13.6         21.2         172         帽子みよびその製品           67         11.8         29.2         2.6         18.8         展き物よびその製品         19.7         反対         2.2         19.8         13.9         19.7         2.2         19.2         19.2         19.2         19.2         2.2         19.2         19.2         19.2         19.2         19.2         2.2         19.2         19.2         19.2         19.2         19.2					
57					
58 67 218 104 特殊権物、タフテッド織物、レーズ、刺繍布など 99 241 157 99 決みこませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡績用繊維の織物 21 211 106 メリヤス編み物およびクロセ編列の衣類等 62 162 241 158 その他の衣類等 63 100 228 145 紡績用繊維のその他製品等 128 65 13 212 172 172 187 原表物、 明子、泉、羽毛製品等 187 67 11 240 211 調製羽毛、羽毛製品 214 156 67 118 79 24 141 131 75 156 134 日・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品 119 8 139 阿越型品 119 8 139 阿越型品 119 8 139 阿越型品 118 70 22 152 133 ブラスおよびその製品 118 70 24 152 152 133 ブラスおよびその製品 118 70 25 152 153 152 153 152 154 155 156 156 156 156 156 156 156 156 156					
59 41 157 9.9 染み-正主せ、塗布し、被覆しまたは積層した紡績用機維の織物 21 21.1 10.6 メリヤス編み物およびクロセ編物 62 162 24.1 15.8 その他の衣類等 63 100 22.8 14.5 約歳開機維のその他製品、中古衣類、ぼろ第12部 60 21.5 18.7 履き物、帽子、傘、羽毛製品等 65 13 21.2 17.2 帽子およびその他製品、中古衣類、ぼろ第12部 66 7 13.6 12.9 傘、枚、維等 67 11 24.0 21.1 調製判書・羽毛製品、造花、人髪製品 第15部 175 15.6 13.4 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 69 31 19.8 13.9 陶磁製品 7.0 82 15.2 13.3 ガラスおよびその製品 第15部 67 11.8 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 72 177 62 5.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 銅およびその製品 74 72 7.1 7.1 銅およびその製品 78 11.2 5.6 4.9 鉛およびその製品 11.2 9.4 アルニ・コンド・の製品 11.2 5.6 4.9 13.3 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 11.2 5.6 4.9 13.3 5.4 5.0 亜鉛およびぞの製品 11.2 5.6 4.9 13.3 5.4 5.0 14.3 5.9 5.9 その他の卑霊属およびその製品 11.2 5.6 4.9 13.3 5.4 5.0 13.3 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0					
60 21 21 21 106 メリヤス線み物およびクロセ線物 61 120 240 164 メリヤス線みがあよびクロセ線みの衣類等 160 215 167 履きか、帽子、桌、羽毛製品等 62 151 167 履きか、帽子、桌、羽毛製品等 67 11 240 211 調製羽毛、羽毛製品、造花、人製製品 70 82 152 133 17ラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品 198 139 陶磁製品 70 82 152 133 ガラスおよびその製品 77 118 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 118 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 118 99 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 77 62 50 鉄鋼製品 77 年金屬およびその製品 77 72 73 152 108 100 鉄鋼製品 70 74 74 75 17 1 3 15 2 10 8 10 0 鉄鋼製品 75 75 79 79 13 54 55 6 49 鉛およびその製品 79 13 54 50 亜鉛およびその製品 81 17 70 62 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50					
61 120 240 162 241 158 その他の衣類等 62 162 241 158 その他の衣類等 63 100 228 145 約解用機能のその他製品、中古衣類、ぼろ 第12部 60 215 187 履き物、炉子・ル等 64 29 226 198 履き物、ゲートル等 65 13 212 172 帽子およびその部品 66 7 136 129 傘、杖、鞭等 67 11 240 211 調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品 第13部 175 156 134 17・プラスター・セメント・石綿・雲母の製品 198 198 198 198 198 199 スがまたは養殖の真珠・黄石・半黄石・黄金属の製品および貨幣 70 82 152 133 ガラスおよびその製品 第14部 67 118 99 天然または養殖の真珠・黄石・半黄石・黄金属の製品および貨幣 71 67 118 99 天然または養殖の真珠・黄石・半黄石・黄金属の製品および貨幣 71 67 118 99 天然または養殖の真珠・黄石・半黄石・黄金属の製品および貨幣 71 71 62 50 鉄鋼製品 72 177 62 50 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 18 31・32・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・					
162	60	21	21.1		
81	61	120	24.0	16.4	メリヤス編みおよびクロセ編みの衣類等
第12部 60 215 187 履き物、ダートル等 65 13 212 172 順子物、ダートル等 66 7 136 129 傘、杖、鞭等 67 11 240 211 調撃到毛、列毛製品、造花、人髪製品 第13部 175 156 134 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 19.8 139 陶破製品 70 82 152 133 ガラスおよびその製品 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 85 77 卑金属およびその製品 77 17 62 50 欽嗣 12 2 52 50 17 2 9 18 18 18 19 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 18 19 18 18 18 19 18 19 18 18 18 18 19 18 18 18 18 19 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 19 19 18 18 18 18 18 18 18 17 23 22 航空機と設置は関係を開始しまるが機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係を開始しまるが機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係との制品 78 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係関係 11 19 車両、航空機、船舶 86 19 11 19 車両、航空機、船舶 86 19 11 19 車両、航空機、船舶 87 193 266 150 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 23 22 航空機とおび子の部品 89 39 83 82 船舶まよび子の部品 90 244 99 78 光学機器、加定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 172 123 雑品 91 191 161 134 134 武器、鉄砲および子の部品 93 16 150 161 83 家具 寝具 寝具 マットレス、その他の照明器具など 96 64 215 203 雑品 96 64 215 203 雑品 96 64 215 203 14 19 100 10 2 美術品、骨董等	62	162	24.1	15.8	その他の衣類等
第12部 60 215 187 履き物、ダートル等 65 13 212 172 順子物、ダートル等 66 7 136 129 傘、杖、鞭等 67 11 240 211 調撃到毛、列毛製品、造花、人髪製品 第13部 175 156 134 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 19.8 139 陶破製品 70 82 152 133 ガラスおよびその製品 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 85 77 卑金属およびその製品 77 17 62 50 欽嗣 12 2 52 50 17 2 9 18 18 18 19 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 19 18 18 18 19 18 18 18 19 18 19 18 18 18 18 19 18 18 18 18 19 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 19 19 18 18 18 18 18 18 18 17 23 22 航空機と設置は関係を開始しまるが機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係を開始しまるが機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係との制品 78 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 88 17 23 22 航空機と設置は関係関係 11 19 車両、航空機、船舶 86 19 11 19 車両、航空機、船舶 86 19 11 19 車両、航空機、船舶 87 193 266 150 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 23 22 航空機とおび子の部品 89 39 83 82 船舶まよび子の部品 90 244 99 78 光学機器、加定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 172 123 雑品 91 191 161 134 134 武器、鉄砲および子の部品 93 16 150 161 83 家具 寝具 寝具 マットレス、その他の照明器具など 96 64 215 203 雑品 96 64 215 203 雑品 96 64 215 203 14 19 100 10 2 美術品、骨董等	63	100	22.8	14.5	紡績用繊維のその他製品、中古衣類、ぼろ
65 13 212 172 帽子およびその部品 67 11 240 211 調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品 第13部 175 156 134 石・プラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 14.1 13.1 石・プラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 69 31 19.8 13.9 陶磁製品 70 82 15.2 13.3 ガラスおよびその製品 第14部 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 8.5 77 卑金属およびその製品 72 177 6.2 5.0 鉄鋼 73 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 63 34 11.2 94 アルミニウムおよびその製品 75 22 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 76 43 11.2 94 アルミニウムおよびその製品 77 13 54 5.0 亜鉛およびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑霊属およびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑霊属がよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑霊属がよびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑霊属製品 83 37 12.6 11.1 各種の卑霊属製品 84 113 7.9 機械類および電の製品 85 504 12.2 8.1 電気機器 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および部品 87 183 266 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器よびその部品 87 183 266 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器とびその部品 87 183 266 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器とびその部品 87 183 266 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器・精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、河定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、列定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 93 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 95 56 14.8 6.9 玩具、波技用および運動用具と部品 96 64 2.15 20.3 雑品 97 10.2 美術品、骨董等					
65     13     212     17.2     帽子およびその部品       66     7     136     12.9     傘、杖、鞭等       67     11     24.0     21.1     調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品       第13部     175     15.6     13.4     石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品       68     62     14.1     13.1     石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品       70     82     15.2     13.3     ガラスおよびその製品       70     82     15.2     13.3     ガラスおよびその製品       71     67     11.8     9.9     天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣       71     67     11.8     9.9     天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣       71     66     8.5     7.7     卑金属あよびその製品       73     152     10.8     10.0     鉄鋼製品       74     72     7.1     7.1     31     おおよびその製品       75     22     5.2     5.0     シックルおよびその製品       78     12     5.6     4.9     鉛およびその製品       79     13     5.4     5.0     銀書およびその製品       80     11     7.0     6.5     スズおよびその製品       81     48     5.9     5.9     その他の東金属図出品       81     48     5.9     5.9     その他の北京はびその製品       82     73     10.6 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
66 7 11 240 21.1 調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品 第13部 175 15.6 13.4 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 14.1 13.1 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 69 31 19.8 13.9 陶磁製品 70 82 15.2 13.3 ガラスおよびその製品 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 8.5 7.7 卑金属およびその製品 第15部 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 72 177 6.2 5.0 鉄鋼 73 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 調およびその製品 75 22 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 76 43 11.2 9.4 アッケルおよびその製品 77 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 奥金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 84 85 13.3 7.9 機械類および電の製品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその副品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその副品 86 11.3 7.9 機械類および電の副品 87 183 26.6 15.0 鉄道用または軌道用以外の車両および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器よび子の部品 88 17 2.3 2.2 航空機器よび子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 89 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 91 23 20.9 19.4 楽器およびその部品 第16 3.4 11.3 7.9 時計および子の部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器よび子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 91 57 17.2 15.9 時計および子の部品 91 157 17.2 15.9 時計およびその部品 92 23 20.9 19.4 楽器およびその部品 93 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 95 56 14.8 6.9 玩具、鍵技用およびその部品 96 64 21.5 20.3 雑品 97 10.2 美術品、骨筆等					
77 11 240 211 調製型毛、羽毛製品、造花、人髪製品 75ス製品 75 15.6 13.4 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 69 31 19.8 13.9 陶磁製品 70 82 15.2 13.3 ガラスおよびその製品 77 82 15.8 19.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 77 6.2 5.0 鉄鋼 81.2 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 調およびその製品 72 17.7 5.2 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 83 37 12.6 10.5 5.9 その他の乗金属およびその製品 83 37 12.6 10.8 10.0 株類製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 83 37 12.6 10.5 5.5 5.9 その他の乗金属およびその製品 83 37 12.6 10.5 5.5 5.9 その他の車金属財品 79 13.4 8.6 13.4 13.7 79 機械舞および電気機器 13.9 東金属の工具、道具等 8.6 13.6 13.4 13.7 79 機械舞および電気機器 13.9 第1.9 13.9 26.6 15.0 統領書 22 2 8 8 1 19.8 8 11.9 11.9 11.9 11.9 11.9 1					
#13部 175 156 134 石・ブラスター・セメント・石綿・雲母の製品、陶磁・ガラス製品 68 62 141 131 175 198 139 139 139 139 139 139 139 139 139 139					
68 62 14.1 13.1 石・プラスター・セメント・石綿・雲母の製品 19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.9   19.8 13.0   1					
69 31 19.8 13.9 陶磁製品 77 13.3 内磁製品 77 18.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 18.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第152 17.7 6.2 5.0 鉄鋼 15.2 10.8 10.0 鉄鋼製品 7.7 中金属あよびその製品 5.0 大祭 15.2 10.8 10.0 けん 15.2 10.0 はん 15.2 1					
70 82 152 133 ガラスおよびその製品 第14部 67 118 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 8.5 7.7 年金属およびその製品 第15部 660 8.5 7.7 年金属およびその製品 第173 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 銅およびその製品 75 22 52 52 5.0 ニッケルおよびその製品 78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の単金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 年金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の単金属製品 84 860 10.8 7.8 原子外、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 122 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 第一次手機・助用の機関車および事両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 22 航空機器とび子の部品 88 17 2.3 22 航空機器とび子の部品 89 39 8.3 82 船前組入びアき機機器、第三機器、第三機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、測定機器、精密機器、原療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 協能よび子の部品 第19部 16 13.4 13.4 13.4 武器、鉄砲および子の部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 95 56 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 第21部 70 177 12.3 雑品 96 64 21.5 20.3 雑品 97 10.2 美術品、骨董等					
# 14部 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 71 60 8.5 7.7 早金属およびその製品 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0	69				1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
71 67 11.8 9.9 天然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣 第15部 660 8.5 7.7 年金属あよびその製品 72 177 6.2 5.0 鉄鋼 73 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 75 22 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 76 43 11.2 9.4 アルミニウムおよびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 年金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 標板類・部品 84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 8.2 船舶および子の部品 88 17 2.3 8.3 8.2 船舶および子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および子の部品 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 172 15.9 時計および子の部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 170 17.7 12.3 雑品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 170 17.7 12.3 雑品 第221部 170 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 66 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 第4日 21.5 20.3 雑品	70	82	15.2		
第15部 72     660 8.5 17.7 82     7.7 9年金属およびその製品       72 177 6.2 5.0 鉄鋼     10.0 54鋼製品       74 72 7.1 7.1 3銅およびその製品     7.1 銅およびその製品       75 22 5.2 5.0 二ッケルおよびその製品     7.8 11.2 9.4 アルミニウムおよびその製品       78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品     4.9 鉛およびその製品       79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品     4.9 金組およびその製品       80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品     4.9 金組およびその製品       81 48 5.9 73 10.6 10.5 早金属の工具、道具等     2.0 全種の卑金属製品       82 73 10.6 10.5 早金属の工具、道具等     84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品       84 860 10.8 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品     85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品       第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶     4.3 鉄道用または軌道用の機関車および串両・部品       87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用以外の車両および部品       88 17 2.3 22.2 航空機器よび字き構造物       第18部 324 11.9 100 光学器械、測定機器、精密機器等       90 244 9.9 78 光学機器、列定機器、精密機器等       90 244 9.9 78 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品       第19部 16 13.4 23.4 武器、鉄砲およびその部品       第20部 170 17.7 12.3 雑品       第20部 170 17.7 12.3 雑品       第20部 170 17.7 12.3 雑品       94 50 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       第21部 9 10.2 10.2 美術品、骨董等	第14部	67	11.8	9.9	大然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣
72 177 6.2 5.0 鉄鋼 73 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 銅およびその製品 75 22 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 76 43 11.2 94 アルミニウムおよびその製品 78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ポイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の外関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字由飛行体およびその部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字音構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 170 17.7 12.3 雑品 第220部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 9 10.2 美術品、骨董等	71	67	11.8	9.9	大然または養殖の真珠・貴石・半貴石・貴金属の製品および貨幣
72 177 6.2 5.0 鉄鋼 73 152 10.8 10.0 鉄鋼製品 74 72 7.1 7.1 銅およびその製品 75 22 5.2 5.0 ニッケルおよびその製品 76 43 11.2 94 アルミニウムおよびその製品 78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ポイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の外関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字由飛行体およびその部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字音構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 170 17.7 12.3 雑品 第220部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 9 10.2 美術品、骨董等	第15部	660	8.5	7.7	卑金属およびその製品
73       152       10.8       10.0       鉄鋼製品         74       72       7.1       7.1       銅およびその製品         75       22       5.2       5.0       ニッケルおよびその製品         76       43       11.2       9.4       アルミニウムおよびその製品         78       12       5.6       4.9       鉛およびその製品         80       11       7.0       6.5       スズおよびその製品         81       48       5.9       5.9       その他の卑金属あよびその製品         82       73       10.6       10.5       卑金属の工具、道具等         83       37       12.6       11.0       各種の卑金属製品         84       860       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         88       17       2.3       2.2       航船および浮き構造物         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学醫械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8				5.0	<b>鉄</b> 綱
74       72       7.1       7.1       銅およびその製品         75       22       5.2       5.0       ニッケルおよびその製品         76       43       11.2       9.4       アルミニウムおよびその製品         78       12       5.6       4.9       鉛およびその製品         79       13       5.4       5.0       亜鉛およびその製品         80       11       7.0       6.5       スズおよびその製品         81       48       5.9       5.9       その他の卑金属およびその製品         82       73       10.6       10.5       卑金属の工具、道具等         83       37       12.6       11.0       各種の卑金属製品         第16部       1364       11.3       7.9       機械類よび電の製品         84       860       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および事団・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用い機関車および手の部品         87       193       8.3       8.2       船舶および浮車 機関・精密機器等         89       39       8.3       8.2       船舶および浮車 機関・精密機器等         90       244       9.9					
75 22 5.2 5.0 二ッケルおよびその製品 76 43 11.2 9.4 アルミニウムおよびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用以外の車両および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器よび浮き構造物 89 8.3 82 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精空機器、 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 93 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 第21部 9 10.2 美術品、骨董等					
76       43       11.2       9.4       アルミニウムおよびその製品         78       12       5.6       4.9       鉛およびその製品         79       13       5.4       5.0       亜鉛およびその製品         80       11       7.0       6.5       スズおよびその製品         81       48       5.9       5.9       その他の卑金属およびその製品         82       73       10.6       10.5       卑金属の工具、道具等         83       37       12.6       11.0       各種の卑金属製品         第16部       1364       11.3       7.9       機械類およびその部品         84       86       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用の機関車および平面・計品         88       17       2.3       2.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、精密機器等         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         91       16       13.4 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
78 12 5.6 4.9 鉛およびその製品 79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ポイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機および子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 94 50 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 56 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 第21部 9 10.2 美術品、骨董等					
79 13 5.4 5.0 亜鉛およびその製品 80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車 8よびぞの部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字音飛行体およびその部品 88 17 2.3 2.2 航空機および字音飛行体およびその部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 56 14.8 6.9 近具、遊技用および運動用具と部品 96 64 21.5 20.3 雑品					
80 11 7.0 6.5 スズおよびその製品 81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属制品 84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部局 88 17 2.3 2.2 航空機および子の部品 88 17 2.3 2.2 航空機および子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 100 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 87 17.2 15.9 時計およびその部品 87 17.2 15.9 時計およびその部品 87 17.2 15.9 時計およびその部品 89 39 8.3 8.2 船舶および子の部品 80 17 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 93 170 177 12.3 雑品 94 170 177 12.3 雑品 95 170 170 177 12.3 雑品 95 170 170 170 170 170 170 170 170 170 170					
81 48 5.9 5.9 その他の卑金属およびその製品 82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機および宇宙飛行体およびその部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 10.0 大学機器、写真用機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 大学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 92 23 20.9 19.4 楽器およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 170 17.7 12.3 雑品 93 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 94 50 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 56 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 96 64 21.5 20.3 雑品 97 17.2 美術品、骨董等					
82 73 10.6 10.5 卑金属の工具、道具等 83 37 12.6 11.0 各種の卑金属製品 第16部 1364 11.3 7.9 機械類および電気機器 84 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用の機関車および部品 88 17 2.3 2.2 航空機および宇宙飛行体およびその部品 88 17 2.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 94 50 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 56 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 96 64 21.5 20.3 雑品 第21部 9 10.2 美術品、骨董等					
83       37       12.6       11.0       各種の卑金属製品         第16部       1364       11.3       7.9       機械類および電気機器         84       860       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         第17部       286       19.8       11.9       車両、航空機、船舶         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用の機関車およびぞの部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇宙飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用、       東京       大の他の所の所の所の所	81	48	5.9		
第16部 860 10.8 7.8 原子炉、ボイラーおよび機械類・部品 85 504 12.2 8.1 電気機器およびその部品 第17部 286 19.8 11.9 車両、航空機、船舶 86 37 4.4 4.3 鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品 87 193 26.6 15.0 鉄道用または軌道用以外の車両および部品 88 17 2.3 2.2 航空機器および子の部品 89 39 8.3 8.2 船舶および浮き構造物 第18部 324 11.9 10.0 光学器械、測定機器、精密機器等 90 244 9.9 7.8 光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品 91 57 17.2 15.9 時計およびその部品 92 23 20.9 19.4 楽器およびその部品 第19部 16 13.4 13.4 武器、鉄砲およびその部品 第20部 170 17.7 12.3 雑品 94 50 16.1 8.3 家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など 95 56 14.8 6.9 玩具、遊技用および運動用具と部品 96 64 21.5 20.3 雑品 97 10.2 美術品、骨董等	82	73	10.6	10.5	卑金属の工具、道具等
84       860       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         第17部       286       19.8       11.9       車両、航空機、船舶         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用以外の車両および部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇南飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用まなび運動用具と部品         96       64       21.5       20.3       雑品         第21部	83	37	12.6	11.0	各種の卑金属製品
84       860       10.8       7.8       原子炉、ボイラーおよび機械類・部品         85       504       12.2       8.1       電気機器およびその部品         第17部       286       19.8       11.9       車両、航空機、船舶         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用以外の車両および部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇南飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用まなび運動用具と部品         96       64       21.5       20.3       雑品         第21部	第16部	1364	11.3		
85     504     12.2     8.1     電気機器およびその部品       第17部     286     19.8     11.9     車両、航空機、船舶       86     37     4.4     4.3     鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品       87     193     26.6     15.0     鉄道用または軌道用以外の車両および部品       88     17     2.3     2.2     航空機および宇宙飛行体およびその部品       89     39     8.3     8.2     船舶および浮き構造物       第18部     324     11.9     10.0     光学器械、測定機器、精密機器等       90     244     9.9     7.8     光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       91     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
第17部       286       19.8       11.9       車両、航空機、船舶         86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用以外の車両および部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇宙飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         92       23       20.9       19.4       楽器およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用および運動用具と部品         96       64       21.5       20.3       雑品         第21部       9       10.2       美術品、骨董等	_				
86       37       4.4       4.3       鉄道用または軌道用の機関車および車両・部品         87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用以外の車両および部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇宙飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         92       23       20.9       19.4       楽器およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用および運動用具と部品         96       64       21.5       20.3       雑品         第21部       9       10.2       美術品、骨董等					
87       193       26.6       15.0       鉄道用または軌道用以外の車両および部品         88       17       2.3       2.2       航空機および宇宙飛行体およびその部品         89       39       8.3       8.2       船舶および浮き構造物         第18部       324       11.9       10.0       光学器械、測定機器、精密機器等         90       244       9.9       7.8       光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品         91       57       17.2       15.9       時計およびその部品         92       23       20.9       19.4       楽器およびその部品         第19部       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         93       16       13.4       13.4       武器、鉄砲およびその部品         第20部       170       17.7       12.3       雑品         94       50       16.1       8.3       家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など         95       56       14.8       6.9       玩具、遊技用および運動用具と部品         96       64       21.5       20.3       雑品         第21部       9       10.2       美術品、骨董等					
88     17     2.3     2.2     航空機および宇宙飛行体およびその部品       89     39     8.3     8.2     船舶および浮き構造物       第18部     324     11.9     10.0     光学器械、測定機器、精密機器等       90     244     9.9     7.8     光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
89     39     8.3     8.2     船舶および浮き構造物       第18部     324     11.9     10.0     光学器械、測定機器、精密機器等       90     244     9.9     7.8     光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
第18部     324     11.9     10.0     光学器械、測定機器、精密機器等       90     244     9.9     7.8     光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
90     244     9.9     7.8     光学機器、写真用機器、測定機器、精密機器、医療用機器等と部品       91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
91     57     17.2     15.9     時計およびその部品       92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等					
92     23     20.9     19.4     楽器およびその部品       第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等	90	244			
第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等	91	57		15.9	
第19部     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       93     16     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等	92	23	20.9	19.4	楽器およびその部品
93     16     13.4     13.4     武器、鉄砲およびその部品       第20部     170     17.7     12.3     雑品       94     50     16.1     8.3     家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など       95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     美術品、骨董等				13.4	
第20部17017.712.3雑品945016.18.3家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など955614.86.9玩具、遊技用および運動用具と部品966421.520.3雑品第21部910.2美術品、骨董等					
945016.18.3家具、寝具、マットレス、その他の照明器具など955614.86.9玩具、遊技用および運動用具と部品966421.520.3雑品第21部910.2美術品、骨董等					
95     56     14.8     6.9     玩具、遊技用および運動用具と部品       96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     10.2     美術品、骨董等					
96     64     21.5     20.3     雑品       第21部     9     10.2     10.2     美術品、骨董等					
第21部 9 10.2 10.2 美術品、骨董等					
97   9  10.2  10.2 美術品、骨董等					
	97	9	10.2	10.2	美術品、骨重等

<sup>(</sup>注)以下の原資料から品目数による単純平均を計算した。

<sup>(</sup>原資料)以下のホームページのChina PackageのChina491+データベースの表のうちChina\_2000。 http://www.wto.org/english/thewto\_e/acc\_e/protocols\_acc\_membership\_e.htm (2003年 3 月10日)

HSコード	品目名	品目数	加盟時関税率	最終約束関税率
8415	エアコン	9	21.9	15.0
8418	冷蔵庫	24	21.7	14.6
84501	家庭洗濯機	3	30.0	23.3
84521-84522	ミシン	5	17.6	14.7
8470	電卓等計算機	8	12.1	0.0
8471	コンピューター(本体、PC含む)	14	5.7	0.0
8501	電気モーター	18	12.7	10.2
8504	变圧器	25	10.4	6.2
85091000	電気掃除機	1	26.7	10.0
85165000	マイクロウェーブ・オーブン	1	28.3	15.0
85172100	ファクシミリ	1	6.0	0.0
85211020	ビデオ	1	39.0	30.0
8528	カラーテレビ	4	33.5	30.0

表 2 特定工業品の関税率(WTO加盟時関税率と最終約束関税率)

乗用車(10人未満)

自動二輪車

自転車

バス、乗用車(10人以上)

8702

8703

8711

8712

(原資料)以下のホームページのChina PackageのChina491+データベースの表のうちChina\_2000。 http://www.wto.org/english/thewto\_e/acc\_e/protocols\_acc\_membership\_e.htm (2003年3月10日)

中国のWTO加盟が現実味を帯び始めて以来、WTO加盟が中国経済に与える影響についてCGE(計算可能な一般均衡)モデルによる研究がいくつかなされた。ここでは、大橋英夫(2003)および橋田坦(2002)で引用された推計結果と李善同他(2000)の推計結果を紹介する。

- (1)橋田(2002:102-103)によれば、日経 センター2000年予測では、加盟による GDPの増加は0.64%ポイント、輸出増 加が2.07%ポイントである。
- (2)橋田によれば、ドイツ銀行2000年予測では、GDPの増加が0.45%ポイント、輸出増加が6.69%ポイント、輸入増加が5.15%ポイントである。産業別にはアパレル、電子機器へのプラスの影響が大きく、穀物と自動車へのマイナスの影響が出ている。
- (3) 大橋 (2003:201-205) によれば、Ianchovichina and Martin2001年予測で は、非加盟の場合と比べて、2005年の 産出は0.13%ポイント増、輸出は1.93%

ポイント、輸入は1.27%ポイントの増加 である。

44.2

53.9

51.1

20.7

22.0

25.0

42.1

14.7

7

32

7

7

- (4)大橋によれば、IMF2000年推計では、 2005年のGDPが0.8%ポイント上昇し、 貿易収支赤字幅が拡大している。
- (5) 李善同他(2000)によれば、GDPが 1.53%ポイント、輸出が26.93%ポイント、 輸入が25.79%ポイント増加する。産業 別には、米、綿花、羊毛、自動車への マイナスの影響が大きく、貿易・衣服 へのプラスの影響が非常に大きい。

予測の前提条件等の違いにより厳密な比較は不可能であるが、総じてCGEモデルによる予測では、GDPへの影響はプラスとなっていることがわかる。GDP成長率への影響の程度は、1.5%から0.5%とばらつきがあるが、近年の推計ほど効果が小さい傾向に有る。これは、自由化に伴う構造調整を如何にモデルに取りこむかの差異ではないかと思われる。また、輸出入増加率への影響は25%程度から5%程度とばらついている。貿易収支への影響は少しプラスのものが多

<sup>(</sup>注)以下の原資料から品目数による単純平均を計算した。

いがマイナスと予測するものもある。中で も、李善同他の推計が最も楽観的である。

このように、モデル分析による研究では プラスの影響を主張したものが多いが、 性的な一般論として、少なくとも短期的 は、外国直接投資が増加するものの、他方 で輸入品との競争の激化や外資系といり 競争の激化により、国営企業をじめ論 る中国企業が打撃をこうむると地域所得をという る中国企業が打撃をこうは、デフレ圧力、 の深刻化も予想された。例えば、日本、物 の深刻化も予想された。例えば、日本、物 可 では、7%成長でも増える失業者、 ティ・ネット無き失業の不安、輸入などを ティ・ネット無き失業の拡大などを 予測している。

#### 2.WTO加盟の短期的影響 - 2002年の実績

加盟後すでに1年半が経過しつつあり、 中国経済にはどのような影響が現れたであ ろうか。計量予測あるいは一般の悲観的予 想は的中したのであろうか。この点は、 WTOの加盟条件の実施状況にも依存する。 安田(2002)の日本企業に対する聞き取り 調査(2002年12月実施)では業種ごとに評 価は異なるが、協定の内容は基本的には実 施されていると評価するものの、煩雑かつ 不透明な許認可プロセスの問題等が指摘さ れている。また、梶田・安田・三根(2002) は米国の商工会議所等の報告を紹介してい るが、基本的には実施状況に対する評価は 高い。しかし、同時に改善すべき点として、 新たな法規制定の際の透明性の低さ、不十 分な情報公開、ライセンス取得時の高い申 請費用などが指摘されている。したがって、 大筋で考えれば、実施状況が影響を過少に

しているというというような状況には無い と考えられる。

以下では、2002年の最新統計により短期的影響を評価する。ただし、マクロ経済、生産、輸出入、FDI動向などの評価が中心となり、失業や農村への打撃についてはいまだ統計が不十分で評価できる段階に無い。以下、マクロ経済、貿易、FDIおよび総投資、生産の順に検討する。

#### (1)マクロ経済(表3)

輸出入およびFDIについては、毎年の変動が大きいので「趨勢」を識別して比較することは困難であるが、2001年よりも確実に経済成長率は高くなっており、中国国内で危惧されたWTO加盟ショックとも言うべき現象はマクロレベルでは起きていない。

2002年のGDP成長率は、第1四半期7.6%、第2四半期7.8%、1-9月の成長率は、7.9%と加速してきており、2001年の7.3%を上回るのは確実である。他方、消費者物価指数(CPI)上昇率は、マイナスに転じており、前年よりも経済成長率が上昇したこととあわせ考えると、過剰生産、輸入自由化効果による輸入増の双方が影響したと考えられる。成長率が高いものの景況感は全体的にはやや悪化している状況であり、利子率が低下していることもこのことを裏付けている。

#### (2)財貿易(表4)

2001年は世界的に貿易が停滞した<sup>6)</sup>こともあるが、2002年は中国の輸出入とも前年比20%を超える大幅な増加となった。また、輸出が輸入を水準でも増加率でも上回り、貿易収支効果はプラスとなった。輸出増加は、原材料の関税率が下がったことによる競争力効果と、WTO加盟による投資環境の

表 3	マク	口経済動向	ı

	1998	1999	2000	2001	2002
実質GDP成長率(%)	7.8	7.1	8.0	7.3	7.9 *
輸出額(100万ドル)	183712	194931	249203	266098	325565
増加率(%)	0.5	6.1	27.8	6.8	22.3
輸入額(100万ドル)	140237	165699	225094	243553	295203
増加率(%)	-1.5	18.2	35.8	8.2	21.2
FDI認可額 (100万ドル)	52102	41223	62380	69195	82768
増加率(%)	2.1	-20.9	51.3	10.9	19.2
FDI利用額(100万ドル)	45463	40319	40715	46878	52743
増加率(%)	0.5	-11.4	1.0	15.1	12.5
M2増加率(%) 12月	14.8	14.7	12.3	14.4	16.8
利子率 (Bank rate、%)	4.59	3.24	3.24	3.24	2.70 * *
CPI上昇率(%)	-0.8	-1.4	0.4	0.7	-0.8
国内公債・国庫券発行(億元)	3228	3702	4153	4483	n.a.
国際収支(100万ドル)					
経常収支	31472	21115	20518	17401	n.a.
金融収支 * * *	-6275	5204	1958	34832	n.a.
誤差脱漏	-18902	-17641	-11748	-4732	n.a.
総合収支(外貨準備増減)	6248	8652	10693	47447	n.a.
実質実効為替レート(1995 = 100)	112.35	106.94	107.62	110.53	105.47 * *

<sup>(</sup>注) \*第3四半期まで。\*\*8月。\*\*\*金融収支はIMF統計のFinancial Accountを指す。

IMF, International Financial Statistics, January 2003.

整備を先取りしたFDIの輸出向け生産の増加に起因するものと考えられる。外資系企業の輸出への貢献度の増加は、その輸出増加率が27.6%であり、輸出全体の増加率22.3%を上回っていることからも確認できる。

相手地域別に見ると、輸出増加率が高いのは米国・韓国に加え、シンガポール、マレーシアなどのASEAN諸国であることが注目される。これに対し輸入増加率が高いのは、日本、韓国、ASEAN諸国である。基本的には日本や韓国から中間財および資本財を輸入し、製品を米国に輸出するというアジアNIESが過去にたどった貿易パターンが見て取れる。

注目すべきは、ASEAN諸国との貿易であり、輸出よりも輸入が増えている。ASEAN諸国と中国の産業構造は、競合的であることから、ASEANからの輸入は急増しないと想定されたが、そうはなっていない。この傾向が長期的なものであるかどうか注視するとともに、ASEANとの競争力、ASEAN

からのFDIの影響などについて検討を加える 必要がある。シンガポール、マレーシアな どの華人との経済関係の緊密化が始まって いる。

品目別に見ると、一次産品については、 関税割当制度が適用される国家貿易品目が 多いこともあり、輸入増加率は7.7%と輸入 総額の増加率を大きく下回っているので未 だ影響は限定的であると思われる。競争力 が無い肥料については、輸出減少と輸入増 加が顕著で、すでに明確な影響が出ている。 一般機械、PC、通信・オーディオなどは予 測に反して、輸出増加率が輸入増加率を上 回っている。外国直接投資の効果と考えら れる。電気機器については、顕著な輸入増 加現象が現われている。自動車についても、 輸入増加率が43%でFDIと自由化の相乗効果 が出ている。アパレルは、世界景気の回復 で輸出増加率が12.7%となったが、世界市場 の飽和現象か、機械類と比較すると輸出増 加率は低い。

<sup>(</sup>出所)中国国家統計局『中国統計年鑑』各年版、『中国経済景気月報』2003年1月号。

表 4 貿易動向

輸出輸入									
	18 to 25 ( ° ( )		人姓 / 庄 b !! 丶	18 + n + + + + + + + + + + + + + + + + +	輸入	<b>△── / /庄   ⟩ □   &gt;</b>			
	,	,		増加率(%)		,			
10.47	2001年	2002年	2002年	2001年	2002年	2002年			
総額	6.8	22.3	3256	8.2	21.2	2952			
うち外資系・合弁企業	11.6	27.6	1699	7.3	27.4	1603			
相手国別									
米国	4.2	28.9	700	17.2	3.9	272			
日本	7.9	7.8	484	3.1	25.0	534			
香港	4.6	25.6	585	-0.1	14.0	107			
韓国	10.9	23.8	155	0.8	22.2	286			
シンガポール	0.5	71.0	69	1.6	37.5	20.3			
マレーシア	25.6	54.4	50	13.2	49.8	93			
タイ	4.2	26.6	30	7.6	18.8	56			
ASEAN	6.0	28.3	236	4.7	34.4	312			
EU	7.1	17.9	482	15.8	7.9	385			
品目別									
一次産品(SITC.0 - 4)	3.5	8.1	285	-2.1	7.7	493			
製造品 (SITC.5 - 9)	7.2	23.9	2971	10.9	24.3	2459			
化学製品 (SITC.5)	10.4	14.8	153	6.3	21.6	390			
肥料 (56)	20.5	-10.6	3	-10.0	51.4	24			
プラスチック未加工(57)	6.5	30.7	8	7.0	13.2	139			
プラスチック加工品(58)	1.9	28.0	7	1.9	16.8	22			
原材料別製品(SITC.6)	3.0	20.9	530	0.3	15.6	485			
機械・輸送機械(SITC.7)	14.9	33.8	1270	16.4	28.1	1370			
一般機械 (74)	23.4	30.4	94	25.8	25.2	122			
PC等 (75)	26.5	53.7	363	16.6	35.0	171			
通信・オーディオ機器(76)	21.8	34.8	320	7.1	6.5	142			
電気機器 (77)	5.1	26.4	319	12.1	38.7	553			
自動車 (78)	0.9	14.6	76	25.6	43.4	65			
その他製造品(SITC.8)	1.3	16.1	1012	18.9	31.3	198			
アパレル (84)	1.6	12.7	413	6.9	6.4	14			
靴 (85)	2.5	9.9	111	2.8	-7.9	3			
精密機器(87)	-4.0	35.5	34	35.3	64.7	99			
(出版) Conoral Administration of Cu									

(出所) General Administration of Customs, China, China Monthly Exports and Imports, 各号。

# (3)FDIと総投資(表5)

2002年のFDI(実行ベース)は、527億ドル<sup>7)</sup>で前年比12.5%の増加であった。これは、WTO加盟を見込んだ先行投資があった2001年の15.1%よりはやや低いが、横ばいであった1998年から2000年と比較すると、サービス市場開放、FDI規制緩和、中国市場の将来性により活発化していると言える。投資分野別の統計は、2002年9月までが利用可能である。表5の2002年の分野別増加率は、この傾向が1年間続いたものと仮定した推計である。ただし、1-9月の合計額517億ドルに対し年計実績が527億ドルであり、第4四半期には10億ドルへと投資額が減少し

ているので、この仮定の下ではやや過大推 計になっている点に注意しなければならな い

分野別には、製造業全体へのFDI規模は、全体の約半分である。中でも、電子・通信機器への投資増加が目立つ。有望な輸出産業であることに加え、ITA加盟の影響が見られる。また、不動産業、社会サービス業への投資規模が大きく、サービス分野開放の影響の大きさがよくわかる。増加率で見ると、農林水産業と電気・ガス・水道への投資が大きく減少したのに対し、製造業全体と金融業への投資増加率が高い。

この他、表には示していないが、外資系

を含めたすべての企業による固定資産投資動向<sup>8)</sup>を見ると、2002年1-11月の累計が261億元であり、前年同期比の23%の増加率となっている。国内投資のほうがFDIよりも増加率が高く、WTO加盟が投資機会を増加させていることがわかる。また構成比では、

第2次産業が32%、第3次産業が64%である。製造業の中で増加率が40%を越えるのは、冶金工業、機械工業、および繊維を除く軽工業となっている。なお、電子工業の増加率は23%、繊維工業の増加率は32%であった。

表 5 業種別対中直接投資動向

(実行ベース、100万ドル、%)

	200	0年	200	1年	2002年(	1 - 9月)
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
農林水産畜産業	676	-4.8	899	33.0	663	-1.7
採掘業	583	4.7	811	39.1	631	3.7
製造業	25844	14.3	30907	19.6	27574	19.0
繊維	1368	-0.2	1917	40.1	1643	14.3
化学	1795	-6.5	2199	22.5	1759	6.7
製薬	523	-23.5	622	18.9	503	7.8
一般機械	1043	6.8	1327	27.2	1100	10.5
特殊機械	527	3.3	774	46.9	765	31.8
電子・通信機器	4594	46.0	7092	54.4	6376	19.9
電気・ガス・水道	2242	-39.5	2273	1.4	1184	-30.5
建設業	905	-1.3	807	-10.8	578	-4.5
地質探査・治水	5	0.0	10	100.0	2	-73.3
運輸・倉庫・通信業	1012	-34.8	909	-10.2	756	10.9
商業・飲食業	858	-11.1	1169	36.2	785	-10.5
金融業	76	-22.4	35	-53.9	43	63.8
不動産業	4658	-16.6	5137	10.3	4144	7.6
社会サービス	2185	-14.3	2595	18.8	2016	3.6
衛生・スポーツ・社会福祉	106	-28.4	119	12.3	105	17.6
教育・文化・映画・放送	54	-11.5	36	-33.3	17	-37.0
科学研究・技術サービス	57	-48.2	120	110.5	119	32.2
その他	145	93.3	105	-27.6	939	1092.4
全産業計	40715	1.0	46878	15.1	52743	12.5

<sup>(</sup>注)経年比較のため、2002年の増加率は、1 - 9月の増加率を期間で単純に年換算した。 ただし、全産業計は実績。

China Statistical Information and Consulting Co.Ltd., China Monthly Statistics, December 2002.

### (4)工業生産(表6)

マクロデータは、物価が下がって、過剰生産の可能性を示した。2002年工業生産の動向は特定品目に限って物量タームで利用可能である。生産量の増加率は2000年および2001年と比べても多くの部門で高くなっている。特に、生産量の増加率が大きいのは、マイクロ・コンピューター(50%)、カラーテレビ(35%)、携帯電話(46%)、自動車(53%)である。これら部門では、金額ベースの輸出増加率を上回る数値となっ

表 6 主要工業品の生産増加率

(物量ターム、%)

		(10=1	
	2000年	2001年	2002年
鉄鋼	3.2	15.9	20.3
鉄鋼製品	11.2	19.3	18.9
非鉄金属	14.7	13.2	14.5
セメント	8.5	10.3	13.7
板ガラス	8.2	14.5	11.5
化学繊維	16.3	18.4	20.1
マイクロ・コンピュータ	66.0	12.0	50.1
カラーテレビ	2.1	8.0	35.0
エアコン	36.6	28.7	30.0
携帯電話	51.0	12.3	45.6
自動車	6.3	14.9	52.8

(出所)中国国家統計局『中国経済景気月報』2003年 1月。

<sup>(</sup>出所)日中経済協会『中国経済データハンドブック』2002年11月。

ており、国内供給も急増しているものと見 られる。

### . 貿易をめぐる諸問題

# 1.東アジア諸国との競合と協調

WTO加盟は、直接・間接に中国の輸出を増加させ、また中国とASEAN諸国との貿易関係を緊密化したことはすでに見たとおりであるが、このことは中国と東アジア諸国との競合と協調にどのような影響を与えているのであろうか。本節では、まず第1に、東アジア諸国の主要輸出市場である米国市場と日本市場における競合関係にどのような直近の変化が現われたかを概観する。第2に、将来、中国とASEAN諸国の経済関係がどのように動いてゆくのかを、中国・ASEAN自由貿易協定(FTA)に触れながら検討する。

米国市場における中国とアジアNIESおよ び主要ASEAN諸国との競合関係は表7に示 した。SITC1桁分類および総額で、これら諸 国からの輸入合計額を母数とした2000年か ら2002年までの輸入シェアを示してある。 まず総額で見ると、中国のシェアは2000年 の35%から2002年の46%へと明らかに増加し ている。他の国はシェアを低下させている が、比較的マレーシアと台湾への影響が大 きい。品目別には、SITC6~8類の工業品 において、中国は輸出シェアを伸ばしてい る。特にマレーシアのシェア低下が大きい のは、SITC 7 類の機械・機器類である。ま た、台湾は工業品全体でシェアを低下させ ており、中国の追い上げと同時に産業立地 の中国シフトが進んでいる状況がうかがわ れる。この他、SITC 0 類(食料品および動 物)においても中国のシェア増加が大きい が、この部分はタイのシェア低下と対応している。韓国との関係では、素材産業であるSITC6類において中国による代替が進んでいる。

日本市場における2001年、2002年のシェアは表8に示した。総額における中国のシェアが、2002年において5%ポイントほど増加したのは、米国市場と同様である。マレーシアと台湾のシェアの減少が比較的顕著であるのも米国市場と同様である。品目別にはSITC7類の変化が比較的大きい。全般的に見て、米国市場での変化と比較するとその程度はやや緩やかであるが、傾向としては米国市場と同様の変化が起こっていることが確認できる。

このように、WTO加盟は米国市場と日本市場における中国の競争力を強化させる結果となったが、東アジア諸国全般に対しては、これら諸国が心配したほど大きな影響は今のところ現われていない。農産物におけるタイとの競合、素材産業におけるアジアNIESへのキャッチアップ傾向、家電におけるマレーシアとの競合、台湾の生産基地の中国シフトが近年の傾向として現われており、中国の産業構造が置かれた位置がよくわかる。

中国のWTO加盟の影響について、ASEAN諸国は強い懸念を持っていたが、マレーシアを除いて、今のところショックと言うほどの大きな影響は現われていない。特に、産業構造が類似していると考えられるタイ経済への影響は、予想に反して少ない。深尾(2003)が計測した1999年の中国・香港の顕示比較優位指標(RCA)によれば、輸出額が大きい割には、中国が顕示比較優位を持っている品目は思いのほか少

ない。それは、SITC1桁分類では、食料品および動物(第0部)飲料およびタバコ(第1部)雑製品(第8部)である。2桁分類で見ると、事務用機器・自動データ処理機器(75類)通信および録音用器具(76類)履物(85類)アパレル(87類)に限定される。このように、中国のこれまでの輸出は特定品目に集中しているのが特徴であり、「世界の工場」論が示唆するところの製造業全体における比較優位はまだ現われていないと見るのが正当な評価と思われる。マレーシアは、この特定品目で競合関係にある

と見ることができる。

ASEAN諸国が持つ中国との競合への懸念に対する中国政府の政治的配慮は、WTO加盟を契機に経済協力を含む中国・ASEAN自由貿易協定(FTA)への動きを加速した。2002年11月にカンボジアで開催されたASEANサミットの場で、「包括的経済協力枠組み協定」が調印された。FTAの完成は2015年である。この動きはかなり政治的と見られたが、底流には、貿易と投資を通じた中国とASEAN諸国の経済関係の緊密化がある。競合すると見られる品目においても

表7 米国市場における東アジア諸国と中国の競合 (8カ国地域からの輸入合計に占めるシェア、%)

(上段:2000年、中段:2001年、下段:2002年)

	中国	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	韓国	台湾	香港	シンガポール
SITC 0	19.5	2.1	42.8	7.5	15.6	3.2	5.9	1.6	1.9
	22.1	1.9	39.8	7.7	16.0	3.4	6.0	1.4	1.7
	28.4	1.7	34.2	7.8	16.3	3.5	4.5	1.7	1.8
SITC 1	21.7	3.9	25.0	6.6	17.8	14.5	5.3	3.3	2.0
	22.3	3.4	23.5	11.7	12.8	17.9	4.5	2.8	1.1
	23.2	3.4	18.8	11.6	12.6	22.2	4.8	2.4	1.0
SITC 2	29.6	8.2	15.7	1.7	24.1	10.1	8.0	1.4	1.2
	33.9	6.2	13.5	2.4	23.2	11.3	7.9	0.9	0.7
	34.1	6.6	14.6	1.5	25.1	9.3	7.4	0.8	0.6
SITC 3	24.6	19.8	2.3	0.0	19.7	21.2	0.1	0.0	12.4
	15.8	16.4	3.4	0.0	23.4	28.6	4.1	0.0	8.3
	22.5	13.3	1.4	0.0	25.7	24.4	3.3	0.0	9.3
SITC 4	1.5	34.4	0.2	41.5	20.0	0.4	0.9	0.2	0.9
	1.9	39.5	0.6	46.8	7.6	0.6	1.3	0.3	1.3
	1.2	31.8	0.4	31.0	7.3	26.4	1.0	0.2	0.8
SITC 5	37.4	7.7	3.5	0.6	4.1	18.0	13.2	0.8	14.6
	38.9	6.7	3.2	0.6	4.4	16.4	11.5	0.8	17.4
	38.2	4.5	2.8	0.6	3.2	13.7	9.8	0.8	
SITC 6	43.2	2.5	7.1	1.4	5.3	15.8	20.3	3.9	0.5
	48.0	2.3	6.5	1.3	4.7	14.6	18.2	3.8	
	53.0	1.9	6.3	1.1	4.0	13.8	16.8	2.9	0.3
SITC 7	22.2	18.8	4.5	6.1	1.6	18.7	16.7	1.6	9.7
	27.5	14.1	4.5	5.6	2.0	19.7	16.4	1.3	8.9
	33.2	14.1	4.4	5.1	1.6	18.5	14.3	1.3	7.6
SITC 8	58.9	3.0	5.5	3.6	5.1	5.3	8.5	8.4	1.6
	61.1	2.9	5.6	3.6	5.3	5.0	7.4	7.6	1.5
	65.7	2.6	5.1	3.0	4.7	4.3	6.6	6.7	1.4
SITC 9	19.4	6.8	3.7	4.0	1.3	11.4	18.6	12.9	21.9
	21.0	7.8	3.6	4.9	0.9	12.7	19.4	10.7	19.1
	23.7	9.6	3.7	4.7	1.0	12.9	16.8	10.5	17.1
総額	35.2	12.2	5.0	4.8	3.4	14.3	14.3	4.0	6.8
	40.7	8.9	5.1	4.4	3.7	14.1	13.3	3.8	6.0
	45.6	8.8	4.8	3.9	3.2	13.1	11.8	3.4	5.4

(注)以下の米国センサス局ホームページの貿易統計を収集し、加工した。

(原資料) http://www.census.gov/foreign-trade/(2003年3月10日)

# 表8 日本市場における東アジア諸国と中国の競合 (8カ国地域からの輸入合計に占めるシェア、%)

(上段:2001年、下段:2002年)

	中国	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	韓国	台湾	香港	シンガポール
SITC 0	47.4	1.1	18.0	5.1	8.4	11.0	6.8	0.2	2.0
	47.0	1.1	18.3	5.6	8.3	10.0	7.9	0.2	1.5
SITC 1	30.3	3.4	4.3	2.9	0.8	54.2	1.3	2.2	0.5
	27.4	2.9	4.3	3.2	0.8	57.4	1.8	1.9	0.3
SITC 2	27.0	10.3	11.3	6.2	33.3	4.1	6.0	0.2	1.6
	25.7	10.2	11.7	5.9	34.1	4.1	6.6	0.2	1.6
SITC 3	12.7	21.2	0.5	0.5	44.8	18.5	0.3	0.0	1.4
	14.2	21.5	0.3	0.3	46.6	15.2	0.5	0.0	1.5
SITC 4	2.8	75.3	3.5	5.8	5.8	1.3	1.6	0.1	3.8
	2.0	76.6	3.6	7.5	5.4	0.6	0.9	0.0	3.5
SITC 5	30.6	8.2	9.4	0.8	5.5	21.0	15.4	0.3	8.8
	30.8	9.2	8.1	0.7	6.7	20.3	13.1	0.2	10.8
SITC 6	43.8	7.2	6.2	1.7	14.8	16.3	8.3	1.1	0.5
	46.6	6.7	6.6	2.0	14.4	14.1	7.8	1.3	0.4
SITC 7	29.0	12.1	8.0	8.8	3.4	13.6	17.1	1.1	6.8
	36.0	9.1	8.0	8.6	2.9	13.2	15.7	1.0	5.5
SITC 8	76.0	2.3	4.6	1.3	2.6	5.6	5.0	1.3	1.3
	77.7	2.2	4.8	1.4	2.5	4.3	4.6	1.2	1.3
SITC 9	15.8	9.8	16.2	6.1	2.9	10.2	19.0	7.6	12.5
	12.6	9.6	14.4	6.0	3.3	9.5	19.8	8.4	16.3
総額	40.6	9.9	6.4	4.5	10.8	12.3	10.4	1.1	4.0
	44.0	8.7	6.5	4.6	10.3	11.2	9.9	1.1	3.8

(注)以下の日本財務省ホームページの貿易統計検索システムから検索、加工した。 (原資料)http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm (2003年3月10日)

水平貿易が拡大している。また、1995年国 際産業連関表による浦田(2003)の分析に よれば、中国における1単位の最終需要増 加は、直接・間接に東アジア諸国の生産を 2.19単位増加させる。これは、他のどの国の 最終需要の東アジア諸国に対する生産誘発 と比べても大きな誘発係数であり、中国経 済の成長がASEAN諸国を牽引する可能性を 示唆している。また、真家(2003)で引用 されたGTAPモデルによるCGE分析によれ ば、中国・ASEAN FTAはASEAN諸国の実 質GDPを増加させる。具体的には、ベトナ ムが2%、インドネシア・マレーシア・シ ンガポールが約1%、タイが0.4%、フィリ ピンが0.3%である。ちなみに、日本に対し ては、-0.09%の影響が出る。このように、中 国のWTO加盟は、ASEAN諸国との間では 競合と同時に協調の契機なる可能性が大き

l1.

#### 2. 有効保護率で見た産業

WTO加盟による関税引き下げスケジュールは第2節で見たとおりであるが、そのことが実質的に中国の産業保護の構造をどのように変化させるかは、名目保護率の変化で見なくてはならない。有効保護率とは、各産業について、全ての関税がゼロの仮想ケースの付加価値額を現実の関税率のもとでの付加価値額を現実の関税率のもとでの付加価値額が上回るパーセンテージと定義される。いわば、ある産業の生産品目の保護率(名目保護率)から使用した投入財へ賦課まる。に関税を差し引いたネットの関税による保護を示す。ただし、名目関税率が当該商品の価格を基準に計算されるのに対し、有効保護率は付加価値を基準に計算されるので、

両者のパーセンテージを直接比較することは意味が無い。数値がゼロであれば実質的保護が無く、プラスであれば保護されており、マイナスであれば投入財の関税率が高いために自由貿易のケースよりも当該産業が不利な状況に置かれていることを示す。

ここでは、計算のための産業別投入構造 のデータとして最新の投入産出表(基本表) である1997年中国投入産出表を使用した。 したがって、ここでの計算では1997年の投 入構造がそれ以後も変化していないという 大きな仮定を置いており、WTO加盟による FDIの増加や競争の激化による投入構造の変 化は反映されていない。加盟時名目関税率 (2002年1月)および加盟時に約束した関税 引き下げを全て完了した後の最終約束名目 関税率は、表1のデータを投入産出表の産 業分類に変換10)して使用した。なお、1997 年時点の名目関税率の集計が困難であるこ と11)とこの時期には輸入数量制限が多用さ れていたことを考慮し、比較の基準となる 加盟前の有効保護率は次のような近似推計 で済ませた。すなわち、1998年と加盟時の 農産品と鉱工業品の平均関税率が得られた ので、その比率を使用して、加盟時名目関 税率から1998年の名目関税率を近似推計し た。有効保護率の推計は、農業、鉱業、製 造業に限定し、結果は表9に示した。なお、 投入産出表は競争輸入タイプ表であるので 産業毎の産出構造における輸入比率は同率 とした。

これによれば、石油・天然ガス採掘業以外は有効保護率がプラスとなっている。 1998年時点で、有効保護率が100%を超えているのは、食品・タバコ製造業、紡績業、衣服・皮革・その他繊維製品製造業、交通 運輸設備製造業、電気機械・機器製造業で ある。これは、ほぼ名目関税率の高い産業 と対応している。他の製造業も50%程度の 有効保護率であり、WTO加盟前の有効保護 率が全般的に高かったことがわかる。しか し、農業部門は名目関税率が高いものの、 有効保護率は40%と比較的低い。その原因 は肥料などの投入物が高い保護を受けてい ることにある。中間財産業の保護率は押し なべて低く、労働集約的軽工業の保護率が 高い。また、機械工業と電子通信機器製造 業の保護は比較的低い。乗用車を含む交通 運輸設備製造業の保護率も高い。これらの 傾向は、名目関税率で見た特徴と同様であ る。1998年の有効保護率が50%前後の産業 は、最終約束関税率適用後の保護率もそれ ほど低くはならない。先に述べた1998年の 有効保護率が100%以上の産業は、最終約束 関税率適用後には保護率が約半分となるの で、ここ2~3年のうちに、相当な合理化 をしなければ競争に敗れる事態が予想され る。2006年になっても、食品・タバコ製造 業、衣服等製造業、交通運輸設備製造業の 有効保護の水準は100%以上と高い。電気機 械・機器の有効保護率も60%台で高い。こ の中に衣服、電気機器のように輸出競争力 が高い産業が残っているのは、その産業の 中でも競争力を持った製品が限られており、 名目関税率が品目数による単純平均によっ て計算されている理由と考えられる。

加盟時の有効保護率が高く、かつ最終約 東関税率適用後の有効保護率が大きく下が る産業はこれから厳しい競争にさらされる。 同時に、将来、これら産業に関しては名目 関税率の一層の引き下げが課題となる。高 学歴の若年労働力が不足し、国有企業の合

理化により失業する中高年労働力の雇用機会が少ないという近年の労働市場のミスマッチを考えると、いかにして非効率産業の構造調整を円滑に行い、雇用問題を深刻化させないかというのは大きな政策課題である。丸川(2001)によれば、1990年代にWTO加盟をにらんで実施された民族系の育成や分立する企業の集約化な成果を学が、結局期待されたような成果を学が、おいということである。むすれば、の方は、市場に調整を任すというハードシングを選択せざるを得ない状況に追学を選択せざるを得ない状況に追学を選択せざるを得ない状況に追りを選択せざるを得ない状況に追りを選択せざるを得ない状況に追りを選択しているようである。とすれば、低学を関いているようである。とすれば、低学を関いているようである。とすれば、低学をの中高年失業者に対する職業訓練を含む、

喫緊の課題となる。

#### 3. 為替レート調整

アジアの通貨危機以後、中国の元レートの水準が適正であるかどうかの議論が続いている<sup>12)</sup>。高い輸出の伸び率を根拠にした日本などからの元の切り上げ主張(例えば、内閣府社会経済総合研究所(2003)、1994年の公定レート大幅切り下げを根拠にした元の切り上げ主張、競合するASEAN諸国の通貨危機後の大幅通貨切り下げを根拠にした元の切り下げ主張、WTO加盟による競争激化を想定した元の切り下げ主張など様々である。当面の中国政府の方針は、2003年3月18日の温首相の「切り上げせず」発言

丰ο	I-O分類による名目平均関税率・	右动促罐家	( 農業 お トバ が 丁業 )
বহ প্র	1-0万顆による石日平均関税率。	1月3川太護率	(辰耒のよび姒丄耒)

	TO TOTAL COUNTY TO MAKE (RECORD WALK)									
	40部門 I-O分類	HS分類	名目	関税率	(%)		保護率	(%)		
コード	部門名	品目コード(原則2桁)	1998年	加盟時	最終約束	1998年	加盟時	最終約束		
1	農業	01-09, 13-14	21.0	16.6	12.8	40.3	31.7	24.5		
2	石炭採掘業	2701-2703	5.0	4.3	4.3	9.4	8.0	8.2		
3	石油天然ガス採掘業	2709, 2711110( Gas ) 6 %	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.3	-0.2		
4	金属鉱業	26	2.2	1.9	1.9	5.2	4.4	4.7		
5	非金属鉱業	25,	4.8	4.1	4.1	10.4	8.9	8.9		
6	食品・タバコ製造業	10-12, 15-24	26.5	22.5	16.3	289.7	246.5	178.6		
7	紡績業	50-59	20.9	17.8	9.3	139.6	118.7	61.6		
8	衣服・皮革・その他繊維製品製造業	60-67	27.4	23.3	15.8	195.0	165.8	112.9		
9	木材加工・家具製造業	44-46	9.3	7.9	5.2	40.5	34.4	22.6		
10	製紙業・印刷業・文房具製造業	47-49	12.7	10.8	5.4	50.7	43.1	21.3		
11	石油精製業	2710	8.0	6.8	6.5	48.9	41.6	39.9		
12	化学工業	28-38	11.3	9.6	7.6	54.3	46.1	36.8		
13	非金属鉱物製品製造業	68-71,	17.1	14.5	12.4	82.0	69.7	59.7		
14	金属一次製品製造業	(72-83)	10.0	8.5	7.7	72.5	61.6	56.1		
15	金属製品製造業	(72-83)	10.0	8.5	7.7	57.6	49.0	44.6		
16	機械工業	84、	12.7	10.8	7.8	44.9	38.2	27.4		
17	交通運輸設備製造業	86-89	23.3	19.8	11.9	214.5	182.4	109.1		
18	電気機械・機器製造業	(85)	14.3	12.2	8.1	109.0	92.7	61.0		
19	電子・通信機器製造業	(85)	14.3	12.2	8.1	70.5	59.9	39.7		
20	計測・精密機器・事務機器製造業	90-92	14.0	11.9	10.0	53.5	45.5	38.8		
22	その他製造業	39, 40, 93-97	17.1	14.5	10.6	78.1	66.4	48.7		

- (注) 1.加盟時とは2002年1月1日、最終約束とは加盟時約束の関税引き下げの完了後をさす。 これら関税率は下記のWTO原資料から計算。
  - 2 . 1998年については個別関税率が得られないので、以下の比率で加盟時のデータから逆算。 農産品平均関税率: 98年16.1%、加盟時12.7% 鉱工業品: 98年22.7% 加盟時19.3%
  - 3. 有効保護率は投入産出表と名目関税率から推計。
  - 4.I-O部門コード21の機械設備修理業はサービスであるので計算から除外した。
- (原資料)以下のホームページのChina PackageのChina491+データベースの表のうちChina\_2000. http://www.wto.org/english/thewto\_e/acc\_e/protocols\_acc\_membership\_e.htm (2003年3月10日)中国国家統計局『1997年投入産出表』

にあるように元レートの維持である。

為替レートが適正かどうかについては、 いくつかの判断基準があって必ずしも合意 が得られていない。最も単純な適正レート は貿易収支を均衡させるようなレートであ る。また、他の条件一定で輸出競争力を変 化させないものを適正レートと考えるなら ば、通貨の相対的購買力が変化したかどう か、すなわち実質為替レートの変化を検討 すればよい。いずれも国際間の経済取引を 財の取引を中心に見る考え方である。金 融・資本取引が多い現在では、その一部あ るいは全部と経常取引を合わせた収支、単 純には基礎的収支あるいは総合収支を均衡 させるようなレートが、適正レートの政策 論としては現実的である。この場合も、ど の部分までを構造的取引と捉えるかという 問題が伴う。以下では、実質実効レートと 国際収支状況から中国の為替レート政策に どのような示唆が得られるか検討してみる。

実質実効レートの限界は、基準年のレー トを理論上の均衡レートと想定することで あり、基準年をどこに置くかによって、結 果が異なり解釈が難しい。表10にIMFの計算 による実効実質レートと筆者の試算を示し た。IMFの実効実質レートは指数が大きくな れば元が増価していることを示すので、基 準年である1995年と比較して元の価値が 2001年には8%増価していることがわかる。 しかし、中国は1993年まで調整市場レート と公定市場レート13)が並存し、1994年1月 に公定レートの切り下げと為替レートの一 本化がなされたので、1995年を基準年とす ることの是非が問題となる。したがって、 本稿では1994年とその前後の年を基準年と した3つの推計を行った。実効レート推計 のウェイトに使用する主要貿易相手国は日本と米国とした<sup>14</sup>。貿易ウェイトとしては、輸出入合計額<sup>15</sup>を使用した。また価格指数として、中国で単位労働コストが得られないため、各国とも消費者物価指数(CPI)を使用した。なお、IMF推計も中国についてはCPIを使用しているが、貿易相手国に関しては単位労働コストを用いたかどうかは説明が無いので不明である。

筆者の推計では、直接推計法を用いてい るため、指数の増大は元の減価を示す。基 準年を1994年あるいは1995年とした場合は、 元切り下げ前の1993年までは大幅な過大評 価であり、切り下げ後すぐに再び元が増加 している。これは、切り下げ後、中国のイ ンフレ率が上昇したという理由による。 2002年の実質実効レート指数は、両基準年 で、それぞれ0.76と0.86であり、元は増価し ている。したがって、両基準年のレートを 均衡レートと仮定すれば、国際競争力の維 持の観点からは名目レートの切り下げが支 持される。1993年を均衡レート仮定して、 1993年基準の実質実効レート指数を見れば、 1994年と95年に元は減価したものの、2002 年には1に近い指数となっており、元レー トはほぼ適正であると考えられる。いずれ にしても、ここでの政策的含意は、現時点 では、元レート切り下げの余地はあるもの の、切り上げの必要は無いということにな る。なお、1994年の元切り下げは、公定レ ートで見れば約50%と大きいが、公定市場 と調整市場での取引額で調整すると10%程 度であるという杜(2000:294ページ)の指 摘もある。

実質実効レートは、貿易取引を中心にし た考え方である。しかし、為替レートは実

表10 実質実効為替レートと国際収支

			-K10 X						
			1993=1		1994=1		1995=1		1995=100
年	元ドルレート	元円レート	名目実効	実質実効	名目実効	実質実効	名目実効	実質実効	IMFの実賃
			レート指数	レート指数	レート指数	レート指数	レート指数	レート指数	実効レート
1990	4.783	0.0330	0.7170	0.8347	0.4611	0.6549	0.4553	0.7466	-
1991	5.323	0.0396	0.8297	0.9694	0.5323	0.7593	0.5252	0.8653	-
1992	5.515	0.0436	0.8887	0.9986	0.5690	0.7811	0.5611	0.8900	-
1993	5.762	0.0518	1.0000	1.0000	0.6376	0.7797	0.6279	0.8881	-
1994	8.619	0.0843	1.5725	1.2847	1.0000	1.0000	0.9838	1.1388	-
1995	8.351	0.0888	1.6040	1.1300	1.0173	0.8783	1.0000	1.0000	100.0
1996	8.314	0.0764	1.4615	0.9648	0.9312	0.7534	0.9168	0.8583	107.4
1997	8.290	0.0685	1.3703	0.8996	0.8761	0.7047	0.8635	0.8031	112.1
1998	8.279	0.0632	1.3100	0.8775	0.8397	0.6890	0.8283	0.7855	112.3
1999	8.278	0.0727	1.4165	0.9672	0.9039	0.7571	0.8903	0.8627	106.9
2000	8.279	0.0768	1.4634	1.0043	0.9322	0.7858	0.9176	0.8954	107.6
2001	8.277	0.0681	1.3648	0.9436	0.8727	0.7415	0.8602	0.8454	108.5
2002	8.277	0.0693	1.3787	0.9630	0.8811	0.7568	0.8683	0.8629	n.
	国際収支(100万ドル)								
年	経常収支		金		収支		総合収支		
		貿易収支	直接投資	証券投資	長短資本	誤差脱漏			
1990	11997	9165	2657	-241	839	-3205	12047		
1991	13272	8743	3453	235	4344	-6767	14537		
1992	6401	5183	7156	-57	-7349	-8211	-2060		
1993	-11609	-10654	23115	3049	-2690	-10096	1769		
1994	6908	7290	31787	3453	-2685	-9100	30453		
1995	1618	18050	33849	789	4035	-17823	22469		
1996	7243	19535	38066	1744	156	-15504	31705		
1997	36963	46222	41674	6943	-27601	-22122	35857		
1998	31472	46614	41117	-3732	-43707	-18902	6248		
1999	21115	35982	36978	-11234	-20566	-17641	8652		
2000	20518	34474	37483	-3991	-31570	-11748	10693		
2001	17405	34017	37356	n.a.	n.a.	n.a.	47325		

- (注) 1.実質実効レート指数が基準年より大きくなると、実質的に元が減価したことを示す。 ただし、上段右のIMF推計の場合は、間接方式で計算するため逆の意味となる。
  - 2. ここでの実効レートの計算では、主要貿易相手国である日米2国のみを対象とし、ウェイトとして1993年、1994年、1995年の2つのケースについて、輸出入総額によるものを計算した。

なお、IMFはウェイトとして1988年から90年の3カ年の貿易額を使用。対象国は不詳。

(原資料) IMF、International Financial Statistics, January 2003.

中国国家統計局『中国経済景気月報』2003年1月。

ADB, Key Indicators, 2002.

日本総務省統計局『消費者物価指数年報』および『経済統計月報』各号。

日本銀行調査統計局『経済統計年報』および『金融経済統計月報』各号。

米国労働省ホームページ http://www.bls.gov/cpi/(2003年3月10日)。

際には、経常収支だけではなく金融収支に も影響されて決まる。杜(2000)が詳細に 分析しているように、近年の中国の国際収 支構造は特殊な状況に有る。表10が示すよ うに、1990年代半ばには貿易収支黒字のた めに経常収支が黒字で、かつ対内FDIに起因 して金融収支も黒字となり、総合収支の黒 字分は外貨準備として累積するという構造 になっていた。しかし、1998年以後は、対 外証券投資の増加と銀行貸付等の純流出で総合収支の黒字幅は減少した。ただし2001年には再び増加している。もう一つ特徴的なのは、誤差脱漏が大きいことである。経常収支黒字の一部が海外で運用され、実際には中国に還流していないのではないかと思わり上がらない一つの原因ではないかと思われる。また、他の理由として、政府のドル

買い介入のほかに、実物でなされるFDIと外 資系企業の決済用人民元保持のために外為 市場におけるドル買いの実需が、それほど 大きくないことを杜は指摘している。いず れにしても国際収支表を見る限り、総合収 支の黒字が続き外貨準備が累積を続けてい るので、為替レートの切り上げによって、 国際収支の均衡を図るのが普通であるとい う、実質実効レートの場合とは異なった結 論になる。

本節では、元レートの適正水準について、 実効実質レートの検討と国際収支の検討か らは、整合的な結論を出すことができなか ったが、いずれにしても、このような外貨 準備の急増はマクロ経済にも大きな影響を 与える。国際収支黒字は、国内通貨増発に つながる。現在は、一部不胎化政策と供給 過剰によって物価上昇圧力とはなっていな いが、不胎化政策にも限界がある。また、 少し長期的に見れば、FDIによる投資収益の 還流、知的所有権関連の対外支払いの増加、 中国企業の世界展開などによって、国際収 支黒字は圧縮されていくものと考えられる。 したがって、政策論としては、元レートを 維持し様子を見るという中国政府の当面の 方針は妥当なものだと思われる。

#### . 終わりに

中国のWTO加盟は、巷間予想されたWTOショックというほどの大きな打撃を中国経済に引き起こさず、とりあえず、順調にスタートしたと見ることができる。過去に多くの国が経験したように、貿易自由化のメリットは一般に想像されるより大きい。ASEAN諸国との競合もそれほど激化せず、むしろ協調の契機となりつつある。

WTO加盟は中国経済にとって長期的利益 になるが、同時にWTO加盟によって深刻化 が予想される中期的課題も残っている。第 1に、すでに顕著になっているFDIや工業品 輸出の増加は、沿海地域に集中する傾向が あり、このことは地域間経済格差を当面増 幅するものと思われる。第2に、輸入品あ るいは合弁企業等新規創出企業の生産増加 は中国市場における競争激化を招き、多く の国営企業を含む非効率な企業の淘汰に進 む。このため、国有企業改革の促進、構造 不況業種の転換補助政策、過渡的失業に対 する対策の強化などが避けて通れない。さ らに、WTO加盟による貿易自由化の延長線 上にある資本自由化に備えて、本稿で触れ た中立的な為替レート政策の運用、不良債 権を抱える国内銀行の健全化など有効なマ クロ・コントロールのための環境整備も重 要な政策課題となる。

#### 注

- 1)日本経済新聞社編(2002)による表現。
- 2)日本語文献では、対外経済省のホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/wto/ accession/index.html)、美野・西(2002)が最も よく整理されている。協定条文等については、米 沢(2002)がある。WTOホームページ(http:// www.wto.org/english/thewto\_e/acc\_e/protocols\_acc\_membership\_e.htm)からは、加盟議定 書、作業部会の報告書、関税率譲許表およびサー ビス自由化約束表などが得られる。
- 3)通常、主要国は2年ごと、その他の加盟国は4~6年に1回のレビューが行われる。
- 4) 一般のセーフガードとの相違点は、中国のみを対象とし二国間協議に基づき、中国側が実行するという点にある。ただし、60日以内に合意が成立し

- ない場合は、必要な限度の輸入数量制限・関税の 引き上げ可能。
- 5)中国はWTO加盟時の約束としてITA加盟を表明したが、IT関連機器・部品のうち15品目については中国国内のIT産業で使用する場合にのみ関税をゼロにする方針を打ち出したため、米国の反対に会い、加盟は棚上げとなっていた。しかし、その方針が撤回されたため、4月25日にITA加盟が承認された。(日本経済新聞2003年4月25日夕刊)
- 6) 世界輸出の成長率は、1999年が3.8%、2000年が 11.2%、2001年が - 3.3%であった。
- 7)中国国家統計局『中国経済景気月報』2003年1月 号による。
- 8) 中国国家統計局のホームページ (http://www.stats.gov.cn/was40/detail) 2003年2月17日) による。
- 9)日本財務省ホームページの貿易統計検索システムからは、2000年のデータは得られなかった。
- 10) コンバーターは表9に示したが、貿易分類のHS 2桁分類とI-O部門分類の分類原則が異なるためI-O分類14、15部門および18、19部門では、厳密な対応関係が満たされていない。本来は、I-O部門別の生産品目表とHSの細分類表とでコンバーターを作成すべきであるが、長大な作業となるのでここでは近似推計とした。
- 11) WTOホームページあるいは中国政府のホームページからは、1997年時点の品目別関税率表が磁気データ形式で得られないために、本来は実行関税率表をいちいち入力することになるが、作業が煩雑であるために本稿では見送った。
- 12)適正レートとは別の議論として、果たして為替レートを人為的に一定水準に維持できるかどうかと言う問題がある。中国の場合は、資本自由化がまだ実施されていないので、当面は一定の介入は可能である。
- 13) 1984年以後1993年まで、輸出企業は稼得外貨の

- 一定割合を留保し、需給関係でレートが決まる外 貨調節市場で自由に売ることができた。留保でき ない部分は、元が過大評価された公定市場で売る ことになっていた。なお、杜(2000)によれば、 1993年時点では外貨取引の約80%が調節市場で実 施されていた。
- 14)日米両国との1994年の貿易額(輸出入計)は、中国の総貿易額の35%を占めているが、その他の国はいずれもシェアが小さいので、この2国のみを対象とした。
- 15)輸出額ウェイトによる実質実効レートも試算したが、輸出入総額ウェイトのものと結果はほぼ同様であった。

# 引用文献

- 深尾京司. 2003.「日本と中国の貿易・産業構造から見た今後の展望」『開発金融研究所報』(14) 87-105.
- 橋田坦. 2002.「WTO加盟による中国経済の構造調整」 阿部一知・浦田秀次郎(編著)『中国のWTO加盟 と日中韓貿易の将来』日本経済評論社.
- 安田啓. 2002.「評価の分かれる中国のWTO協定実施 状況」『WTO/FTA Column』13: 1-5.
- 梶田朗・安田啓・三根伸太郎. 2003.「中国WTO協定 実施状況」『中国経済』 2月号: 40-71.
- 木村福成・丸屋豊二郎・石川幸一編著。2002。『東アジア国際分業と中国』ジェトロ。
- 李善同他. 2001.「加入世界貿易組織対中国経済的影響-動態一般均衡分析」全永定他(編)『中国"入世"研究報告:輸入WTO的中国産業』社会化学文献出版社.
- 丸川知雄. 2001.「WTO加盟と中国経済」山澤逸平・今井健一(編)『中国のWTO加盟 グローバル・エコノミーとの共生を目指して』アジア経済研究所.
- 真家陽一. 2003.「中国、香港の対外通商政策とFTA」

- 木村福成・鈴木厚(編著)『加速する東アジア FTA』ジェトロ.
- 美野久志・西忠雄. 2002. 『中国市場開放プログラム』 蒼蒼社.
- 内閣府経済社会総合研究所、2003.「新世紀における中国と国際経済に関する研究会」報告書(概要) http://www.esri.cao.go.jp./jp/archive/hou/hou010/hou007.html. (2003年2月27日)
- 日本経済新聞記事。2003.「元当面切り上げず」3月 18日夕刊。
- 日本経済新聞社編. 2002. 『WTO加盟後の中国経済』 日本経済新聞社.
- 大橋英夫. 2003. 『シリーズ現代中国経済 5 . 経済の 国際化』名古屋大学出版会.
- 杜進. 2000.「経済の国際化とマクロ政策運営」中兼 和津次(編)『現代中国の構造変動(2)経済』東 京大学出版会.
- 浦田秀次郎. 2003.「中国・東アジアとの経済関係の 緊密化が日本経済に及ぼす影響」伊藤元重・財務 省財務総合政策研究所(編著)『日中関係の経済分 析』東洋経済新報社.
- 丸川知雄. 2001. 「WTO加盟と中国の産業政策」山澤 逸平・今井健一(編)『中国のWTO加盟 - グロー バル・エコノミーとの共生を目指して』アジア経 済研究所.
- 米沢健次. 2002. 『中国貿易関連規定集』創英社.
- Zhang Shuguang, Zhang Yansheng, and Wan Zhongxin .1998. *Measuring the Cost of Protection in China*. Institute for International Economics...